

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿
(参考送付先)
警 察 大 学 校 長

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

警察庁丙交指発第2号、丙交企発第8号
令 和 8 年 2 月 2 0 日
警 察 庁 交 通 局 長

適正な交通違反取締りの確保のための取組の強化について（通達）

先般、神奈川県警察第二交通機動隊所属の警察官が、交通違反取締りについて、実際に現認した状況と異なる状況を記載した交通反則切符を作成し、行使した虚偽有印公文書作成・同行使事案、及び同隊所属の警察官が、交通違反取締りについて、現場臨場していないにもかかわらず、あたかも実施したかのように装うなどし、実況見分調書を作成し、行使した虚偽有印公文書作成・同行使事案が発生した。これらの事案については、組織による適切な業務管理や指導がなされることがないまま、不適正な取締り及び書類作成が長期間にわたり組織内で看過された後、国民からの相談を端緒として発覚したものである。

このような不適正事案が一たび発生すれば、交通違反取締りに対する国民の信頼は大きく失墜し、ひいては交通警察活動全般に甚大な影響を及ぼすおそれがある。

これら事案の発生を踏まえ、警察庁においては、交通局交通指導課に担当の役職を設け、都道府県警察の交通違反取締りに対する指導等を強化するなどの再発防止策を検討しているところであるが、各都道府県警察にあっては、下記の取組を強力に推進し、同種事案の絶無を期されたい。

記

1 適正な交通違反取締りを確保するための業務管理の強化

(1) 交通違反取締り指導官等の設置

警察本部交通部交通違反取締り担当課等に、交通違反取締りに関する指導等を行う者として、交通違反取締り指導官を指定するとともに、その下に、指導等を行うための係を設置すること。

(2) 交通違反取締りの在り方に関する相談窓口の設置

警察本部交通部庶務担当課に、交通違反取締りに従事する警察官等を対象とする交通違反取締りの在り方に関する相談窓口を設置すること。

(3) 交通違反取締りに対する国民からの苦情等への適切な対応

国民からの苦情等に対しては、組織的かつ真摯な対応を徹底すること。

2 適正な交通違反取締りを確保するための指導教養等の徹底

交通事故抑止に資する交通違反取締りに関する指導教養等を徹底すること。

3 交通違反取締りの適正性を客観的に疎明するための手法の導入

交通違反取締りの状況を記録した車両のドライブレコーダーの映像等は、個々の違反の立証や取締方針の策定等に有用であることを踏まえ、積極的な活用に努めること。

4 警察本部交通部参事官等による総括的指導

適正な交通違反取締りは、適正な交通警察活動の実現において重要な課題であることを踏まえ、警察本部交通部参事官等による総括的指導の下、1から3を実施すること。